

氏名	うえだ せいいちろう 上田 誠一郎
学位(専攻分野)	博士(法学)
学位記番号	論法博第155号
学位授与の日付	平成17年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	契約解釈の限界と不明確条項解釈準則

論文調査委員 (主査) 教授 潮見佳男 教授 山本敬三 教授 錦織成史

論文内容の要旨

民法学に言う不明確条項解釈準則とは、契約の解釈の過程で複数の解釈可能性が生じ、他のすべての解釈方法を用いてもなおその1つに決することができない場合に、一定の画一的な基準に従いそのうちの1つを選択して契約内容を確定する解釈準則である。本論文は、この不明確条項解釈準則の解明を目的として、同準則につき、法律行為論全体との関連での法史的検討、比較法的検討および解釈学的検討をおこなうものである。

第1章から第5章では、不明確条項解釈準則の法史的検討および比較法的検討がおこなわれている。そこでは、わが国におけるこれまでの議論状況を整理するとともに、過去および現在における不明確条項解釈準則を比較法的に分析している。まず、同準則の起源となったローマ法から、中世の注釈学派・注解学派による展開を経て、同準則が3つの類型、すなわち、「表現使用者に不利に」解釈準則、「義務者に有利に」解釈準則、「有利な法的地位を得るものに不利に」解釈準則へと発展した過程が明らかにされている。そのうえで、本論文は、現在のヨーロッパ諸国では、なんらかの形で不明確条項解釈準則が知られているものの、その内実に差異が見られる点を指摘している。すなわち、ドイツでは、後期普通法学において上述の不明確条項解釈準則の3類型すべてが認められ、各ラント法でも採用されていたが、それにもかかわらず、現行法典では同準則が採用されず、せいぜい「約款による契約の解釈」に適用範囲を限定された「表現使用者に不利に」解釈準則のみが認められることとなっている。これに対して、英米法では、古くから判例法上「表現使用者に不利に」解釈準則が認められ、それが現在も契約解釈全般に妥当する準則として承認されている。他方、フランスでは、民法典に「義務者に有利に」解釈準則を定める規律が置かれていたが、判例がこの準則とは別に「約款使用者に不利に」解釈準則を発展させたほか、消費者法典には消費者・非専門家に不利な解釈可能性を選択すべきであるとする不明確条項解釈準則が規定された。

第6章では、以上の法史的・比較法的検討を基礎として、不明確条項解釈準則が法律行為制度全体の中でどのように位置づけられるべきかを解釈学的に検討し、契約解釈の際の判断過程の明確化・理論化という観点から、裁判所による契約内容への介入と「当事者の意思」の探求の狭間にある同準則の存在意義を明らかにしている。それによると、不明確条項解釈準則は、すべての解釈方法を尽くしても、なお複数の解釈可能性がどうしても残る場合に、いかなる法的処理をすべきかという、「すべての契約の解釈において」問われうる普遍的な問題を処理する準則である。従来のわが国の学説やドイツの一部学説が言うような、「約款を使用する取引」において事業者が消費者などの顧客に自己の欲するがままの契約条件を押し付けるという状況を前提とし、そのような私的自治の歪みをただすため、「約款の解釈において」のみ認められる特殊な準則ではない。そして、このようなすべての契約について普遍的に生じる問題を解決するルールである不明確条項解釈準則の目的は、あくまでも、複数の解釈可能性のうちから1つを選択して契約内容を確定し、当事者の合意内容を実現することにある。この評価からは、次の諸命題が導き出される。第1に、契約内容が当事者の意思と自己責任に基づく私的自治的自己決定として法により保護・実現されるべきものであるために、不明確条項解釈準則の適用の前提となるそれぞれの解釈可能性には一定水準の質が要求されるべきである。第2に、不明確条項解釈準則の中核に位置する「表現使用者に不利に」解釈準則については、単に多義性を産み出した契約文言が一方当事者に由来しているということだけでは、自己に不利な解釈可能性が

選択されるという不利益をその当事者に負わせるのに不十分である。その当事者に契約内容の不明確さを産み出したことに対する過失ないし帰責事由が存在することが必要である。もっとも、約款による契約においては、多くの場合、このような過失が推定される。また、法的な保護・実現の対象となるに値する解釈可能性が存在するにもかかわらず「表現使用者に不利に」解釈準則が適用できない場合には、「不明確さを生じさせたことに過失があった」という積極的負担配分根拠ではなく、「当該部分が効力を生じなかった場合により近い」という消極的配分根拠に基づき、任意規定などによる補充が可能な事項に関しては「有利に法的地位を得る者に不利に」解釈準則を、それ以外の場合には「義務者に有利に」解釈準則を、それぞれ適用すべきである。

第6章から第8章は、以上の基本的な検討を踏まえ、不明確条項解釈準則が機能する主要な領域を素材とした分析をおこなったものである。

このうち、第6章と第7章では、不明確条項解釈準則を、隣接する諸制度との関連において分析している。そこでは、制度間での連関が問題となる主要な場面の1つである不明確条項解釈準則と契約締結上の過失責任との関係がとりあげられ、理論的検討が加えられている。この問題の背景には、ドイツ法で、契約締結上の過失の効果として、損害賠償や契約解消と並び、契約内容の調整が認められているという事情がある。他方で、不明確条項解釈準則、特に「表現使用者に不利に」解釈準則の根拠は、表現使用者の帰責性、すなわち、不利な解釈を受ける側の当事者の負う「明確な表現をする義務」の違反ないし過失に求められる。このとき、この義務違反ないし過失が契約締結上の過失に内包されるものであるがために、不明確条項解釈準則を通じての合意内容の実現と、契約締結上の過失を理由とする契約調整の関係をどのように捉えるかが深刻な問題となるのである。制度間競合における評価矛盾にどのように対処すべきかという問題である。上記2章では、この問題をめぐるドイツの学説・判例を整理したうえで、次のような提言がされている。すなわち、標記の問題状況において契約調整により保護されるべきものとされる利益は、それが当事者の言動の評価に基づくものである限りにおいて、契約解釈の過程で考慮されるべきであり、解釈とは独立した契約締結上の過失責任の効果としての契約調整は認められるべきではない。契約交渉過程において一方当事者が相手方当事者に与えた期待を法的に評価する作業は既に契約解釈にあたっておこなわれている。その段階で当事者を拘束しないものと判断され、契約内容とならなかった一方当事者の期待を、契約締結上の過失の法理を用いて実現するのは、評価矛盾である。さらに契約内容にあいまいさが残った場合には、それを確定するために「表現使用者に不利に」解釈準則の適用が問題となるが、その要件として、そのようなあいまいさを造り出したことに対する過失が評価され、契約内容に反映されているのである。これを、契約締結上の過失の効果としての契約調整を通じて再度評価しなおして、別の経路で実現するのは、妥当でない。

また、第8章は、「約款による契約の解釈」と不明確条項解釈準則の関係を扱う。ドイツ法を待つまでもなく、約款による契約は、「表現使用者に不利に」解釈準則を中心とした不明確条項解釈準則の典型的適用領域である。本章では、解釈の対象となる契約が「約款による契約」であることが不明確条項解釈準則の適用に与える影響を解明するための基礎として、「約款による契約」の解釈の特殊性を、約款の客観的解釈をめぐる議論を中心に検討をおこない、次のような結論を得ている。すなわち、わが国の学説を検討した結果、「約款による契約」の解釈につき客観的解釈を正当化する根拠にはいずれも説得力がなく、約款によらない一般の契約の解釈の場合と根本的に異なる考慮を要求すべきものではない。むしろ、「約款による契約」は、契約の不明確性を、問題となる契約文言を用いた契約当事者にのみ帰責しうる典型的な事例である。このことを不明確条項解釈準則に即して言えば、「表現使用者に不利に」解釈準則の適用にあたり、契約の不明確性を産み出したことに対する過失ないし帰責事由が約款使用者側にあることが推定されるべき点を除けば、「約款による契約」も、約款によらない一般の契約と同じ枠組みの中で考えることができるものである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、契約解釈における不明確条項解釈準則をとりあげ、ドイツ法、英米法およびフランス法における同準則の展開過程の分析を基礎として、その解釈学的意味を検討するものである。

不明確条項解釈準則とは、契約解釈の過程で複数の解釈可能性が生じ、さまざまな解釈方法を用いてもなおその一つに決まることができない場合に、画一的基準に従い、複数の解釈可能性の中から一つを選択して契約内容を確定する解釈準則の

ことである。わが国における不明確条項解釈準則の研究は、本論文が登場するまで、その多くは、他の契約解釈方法論を主たる対象とした研究における従属的地位に甘んじていた。また、独立の研究テーマとしてとりあげられるときでも、ある特定の国の法制度の紹介にとどまっていたか、あるいは、約款による契約や消費者契約に特化する形での論述にとどまっていた。本論文は、こうした議論の閉塞状況を果敢に打ち破ろうとしたものである。

本論文の内容を全体として見たとき、まず、本論文は、不明確条項解釈準則が単に約款による契約や消費者契約に特有の解釈準則ではなく、およそ契約解釈全般に妥当する準則であることを、比較法および法史学の手法を駆使した分析を通じて、明らかにしている。そのうえで、本論文は、不明確条項解釈準則の解釈学的意義を検討し、複数の合理的解釈可能性が存在するために一義的な帰結を導くことができない場合において、直ちに任意規定その他の他律的規範の適用による当事者関係の処理に走るのではなく、まず当該契約条項から帰結される複数の解釈可能性の内の一つを選択して採用する点に、同準則の存在意義を見出している。そして、ここから、同準則が契約規範の確定にあたり当事者の下した評価を尊重する点において私的自治・自己決定の原則を具体化するものであることを指摘し、その積極的活用を促している。さらに、本論文は、契約解釈全般に通じる準則として捉えた場合における同準則の正当化の根拠を明確に示しているほか、隣接する諸制度と同準則との競合問題への応接も周到におこなっている。文字どおり、この分野において、将来にわたり日本民法学に多大な寄与をもたらす研究と評価できる内容を備えた本格的論文である。

本論文の内容を個別・具体的に検証したとき、本論文を特徴づけ、かつ、高く評価されるべきなのは、以下の諸点である。

第一に、本論文は、わが国で不明確条項解釈準則の名のもとで一括して論じられてきた準則の中に、3つの異なった性質の準則が混在していることを、明確に描き出している。すなわち、本論文では、不明確条項解釈準則の起源となったローマ法から、中世の註釈学派・註解学派による展開を経て、同準則が3つの準則、すなわち、「表現使用者に不利に」解釈準則、「義務者に有利に」解釈準則、そして、「有利な法的地位を得る者に不利に」解釈準則へと発展した過程が、資料の丹念な分析・検討を通じて明らかにされている。しかも、本論文は、単に歴史的な現象としてこれら3準則の発展過程を分析するにとどまらず、3準則がどのような基本原理・思想に依拠して正当化されるのかという点、および、契約解釈論を全体として捉えたときに、これら3準則がいかなる意味と相互の関連性を持つものかという点への分析につなげ、これらの点につき、解釈学の観点から検討を加えている。

第二に、本論文は、不明確条項解釈準則が、一部で言われているように証拠法上のレベルに位置づけられるものではなく、対等な解釈可能性の一つを選択することによって生じる不利益をどちらの当事者に負担させるかを決定する実体法上の準則（負担配分の準則）であること、しかも、他の解釈準則に対して二次的・補充的地位に置かれるべき解釈準則であることを、明らかにしている。そればかりか、本論文は、さらに進んで、同準則を適用した結果として生じる負担配分を正当化する根拠を、明確に示している。そこでは、まず、不明確条項解釈準則の中核に位置する「表現使用者に不利に」解釈準則が妥当するためには、単にその表現がその者に由来するという点だけでは足りず、「自己の言動に対する自己責任」、すなわち、「その条項について明確に表現する義務」に違反した過失が必要であることが、資料の分析・検討を通じて提示されている。また、「明確に表現する義務」と結びつけて正当化することができない他の2つの準則についても、それらが任意規定の規律内容を妥当させるべきか否かという評価との関連のもと、私的自治・自己決定権の尊重の視点から正当化することの可能な解釈準則であることが、提示されている。

第三に、本論文は、契約内容が確定しないために当該契約が効力を生じないことになるのを防ぐ機能を不明確条項解釈準則が持っていることを、わが国において、はじめて指摘している。不明確条項解釈準則が契約の不確定性の問題や合意の瑕疵をめぐる諸問題と密接に関連し、時には契約の有効・無効を決定する規範と衝突する準則であるとの視点は、本論文が同準則を契約解釈全般に妥当する解釈準則として捉えたとの視点のもとで資料を精査したからこそ、導き出すことができた点である。

その他、不明確条項解釈準則に関して本論文から得られる成果は、いずれも、契約締結上の過失責任、不当条項規制といった隣接する課題に関する理論の深化をもたらすものである。実際に、本論文中では、これら隣接領域との関連についても特別の章が割り当てられ、著者の立場からする一貫性のある分析と検討がおこなわれている。

以上の点に鑑み、本論文は、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものである。なお、平成17年2月16日、調査委

員 3 名が論文内容と関連学術に関する試問をおこなった結果，合格と認めた。